

板橋区ものづくり企業 地域共生推進助成金

助成事業の内容

操業環境改善事業		工場の操業により生じる騒音、悪臭、振動等に関して近隣住民等への配慮を目的として行われる下記の事業
	工場改修事業	区内の現工場及び区内の移転先工場における改修
	工場移転事業	区内工場への移転及び区内工場の改修に伴う一時移転
	設備更新・導入事業	区内の現工場に設置されている生産に要する設備等の更新又は設備の新規導入
住民受入環境整備事業		地域との共生を目的として行う下記の事業
	住民受入環境整備事業	区内工場の外壁美化、緑道の整備、オープンスペースの整備等
耐震補強事業		助成事業者が保有する区内工場に対する下記の事業
	耐震診断事業	耐震診断
	耐震設計事業	耐震設計
	耐震工事事業	耐震工事

注

工業専用地域内の工場の改修事業、設備更新・導入事業は対象となりません。
 工業専用地域からの工場移転も対象となりません。
 設備更新については、現在使用している設備を処分（廃棄・売却等）することが必要となります。
 その他諸条件については実施要領をご確認下さい。

助成率、助成限度額、最低投資額

助成事業	助成率 (助成対象経費に対して)	助成限度額	最低投資額
工場改修事業	3 / 4 以内	375万円	100万円
工場移転事業			
設備更新・導入事業			
住民受入環境整備事業			
耐震診断事業	2 / 3 以内	200万円	50万円
耐震設計事業		400万円	100万円
耐震工事事業		800万円	200万円

助成対象者

◇次のいずれかに該当する中小企業者であること。

- ・ 区内に本社又は事業所の登記があり、区内で1年以上操業するものづくり中小企業者
- ・ 都内かつ区外で1年以上操業し、新たに区内へ移転するものづくり中小企業者

◇法人住民税、法人事業税及び固定資産税を滞納していないこと。

（個人の場合は個人住民税、個人事業税及び固定資産税を滞納していないこと。）

◇ 過去に同一の目的・経費で本助成金の交付を受けていないこと。

助成金受領までの流れ

令和7年4月21日～11月28日	事前相談期間・申請受付期間 ※申請する場合は、事前相談が必須となります。
随時	審査会 （予算超過の場合は申請額に応じ定率で減額）
随時	助成金交付（不交付）決定通知
（助成金交付決定後）	事業開始 助成対象事業に係る購入・工事等契約の締結
令和8年1月30日まで	事業完了（助成対象事業に係る支払いの完了）
事業完了から1か月以内かつ 令和8年1月30日まで	実績報告書の提出
（実績報告書提出後）	完了現地検査・助成金額確定・交付請求・助成金受領

事前相談先・お問い合わせ先

板橋区 産業振興課 工業振興係

（〒173-0004）東京都板橋区板橋2-65-6 板橋区情報処理センター5F

TEL：03-3579-2193 FAX：03-3579-9756

E-MAIL：sg-senryaku@city.itabashi.tokyo.jp



※申請にあたっては事前相談（対面）が必須です。事前相談無き書類は受付できかねます。

※窓口へお越しの際は、必ず事前にご連絡ください。

連絡なくお越しになった場合、お待ちいただくことがあります。

※その他、本助成金の募集期間、申請方法及び事業の詳細につきましては、区ホームページ「板橋区ものづくり企業地域共生推進助成金」にてご確認ください。申請書類はホームページ下部の応募様式をダウンロードいただけます。